

林業・素材生産業 新規必要書類等

免 税 対 象 者	林業を営む者 素材生産業を営む者（前年度の素材生産量が1,000立方メートル以上の者に限る） （林業とは、山林用苗木の育成・植栽、林木の保育、林木からの素材生産等を行う事業所。 素材生産業とは、立木を購入し、伐木して、主として素材のまま販売する事業所。）
免 税 用 途	林業、素材生産業の用に供する機械の動力源の用途
免 税 対 象 機 械	・製材機、集材機、積込機 ・可搬式チップ製造機（林業の場合み対象） <u>道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている（いわゆるナンバープレートが付いている）ものは対象外。</u>
提 出 書 類	各提出書類の番号は「美の国あきたネット」の「免税軽油（農業以外）の申請手続きについて」ページ内にある「申請関係様式（ダウンロード）」の番号です。 5 誓約書（一人用） 法人名の記名をしてください。 5 誓約書（複数人用） 役員全員の記名をしてください。 6 証紙納付書 免税軽油使用者証の交付手数料として秋田県証紙400円分が必要です。 9 免税証交付申請書 11 所要数量計算内訳書 免税軽油使用者証交付申請書 ※複写式のため、ダウンロードはできません（二課・支所窓口配布のみ）。
添 付 書 類	前年度の素材生産量を証する書類 ※年度の区切は、4月1日から3月31日まで。 申請年度の事業計画又は契約書（写） 作業現場位置図 申請機械の所有が確認できる販売証明書（原本）、購入契約書（写）等 リースの場合、 リース契約書（写） 申請機械のカタログ（機械の型式と馬力が確認できる部分の写し） 申請機械の前面・後面・両側面の写真4枚 履歴事項全部証明書（写） 定款（写） 履歴事項全部証明書又は定款に役員全員の住所及び氏名の記載が無い場合、 役員全員の住所及び氏名が記載された役員名簿（任意様式） も必要です。
免 税 証 最 長 有 効 期 間 目 安	6ヶ月
免 税 証 の 交 付 日	免税証の交付は、作業現場における作業状況等の調査後になります。
備 考	前年度の素材生産量を証する書類の例は、以下に掲げる書類のうち「生産者」、「素材生産量」、「実績年月日（期間）」、「証明者（発行者）」（又は「書類の提出先」）が把握できる書類。 ・造林事業請負契約書 ※委託分は対象外 ・一括有期事業報告書（労働保険） ・林業事業体調査票や補助金等の申請における事業実績報告等の国や県等に提出している書類 ・総代会議案の資料 ・森林組合等の発行する契約書や売買契約書等の証明書類 ・納入先への請求書や納材証明書（納入先の押印必要。自社生産していない（購入等）分を除く）
連 絡 先	〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 TEL 018-860-3341 FAX 018-860-3333